丹 波 市 柏 原 斎 場 つ つ じ 苑

施設使用のご案内

٠,		3.3
d.		١,,
U	\	\cup

斎場使用の申込み・使用料	•	•	1
柏原斎場概要・・・・・・・	•	•	3
火葬・待合について ・・・	•	•	4
お願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	5
小動物の火葬について・・・	•	•	6
霊安室について・・・・・・	•	•	6
斎場平面図・・・・・・・	•	•	7
斎場案内図・・・・・・・	•	•	8

【斎場利用に関する問い合わせ先】

- ○『丹波市柏原斎場つつじ苑』 丹波市柏原町下小倉 2088 番地 20 電話(0795)-72-5588 FAX(0795)-72-5589
- ○『丹波市役所生活環境部環境課』 丹波市氷上町成松字甲賀1番地 電話(0795)-82-1001 FAX(0795)-82-5448

この施設は、厚生年金・国民年金積立金還元融資で建てられたものです。

斎場の使用申込み・使用料

■ 使用申請受付時間·方法

申請受付時間:午前8時30分~午後5時15分(土・日・祝日も同様)

申請受付方法:本庁・各支所窓口での直接申請

※電話による予約は一切受け付けません。

種別	必要書類等	受付場所
〇死亡者の火葬 〇死胎児の火葬	〇死亡届(死産届) 〇印鑑・使用料金	本 庁【市民課】 各 支 所【支所係】
○身体の一部の火葬 ○胞衣(妊娠4ヶ月未満の胎 児・胎盤等)の火葬	○医師の診断書 ○使用料金	※土・日・祝日は 本庁・各支所当直室
〇小動物の火葬	〇使用料金	6ページ参照

[※]改葬による遺骨の火葬や、埋葬(土葬)した遺骨の火葬については、あらかじめ丹波市役所 環境課までご相談ください(電話 0795-82-1001)

■ 斎場使用料

火葬施設使用料 (非課税)

区分	単位	市内	市外
満 12 歳以上	1体	20,000	60,000
満 12 歳未満	1 体	10,000	30,000
妊娠4ヵ月以上の胎児	1 体	5,000	10,000
改葬遺骨	1件	5,000	10,000

その他の施設使用料 (税込)

区分	単位	市内	市外
身体の一部	1件	5, 230	10, 470
胞衣 (4ヶ月未満の胎児、胎盤等)	1件	5, 230	10, 470
小動物	1件	5, 230	10, 470
霊安室 (1回24時間以内)	1回	10, 470	20, 950

- 備考 1.『市内』とは、次に定める要件に該当する場合をいう。
 - (1) 死亡者 (4箇月以上の死胎児にあっては、その父又は母) が死亡時に本市の住民基本台帳に記録されている場合
 - (2) 改葬遺骨については、改葬しようとする遺骨が埋葬されている墓地の所在が、本市にある場合
 - (3) 身体の一部及び胞衣については、本人が申請時に本市の住民基本台帳に記録されている場合
 - (4) 小動物については、飼い主が申請時に本市の住民基本台帳に記録されている場合
 - 2. 『市外』とは、『市内』に該当する場合以外(死亡者の住所が不明の場合を含む。)をいう。ただし、小動物は、本市で死亡した場合に限る。

柏原斎場概要

- **休 館 日** 全 館 1月1日・2日
- **駐 車 場** マイクロバス 4 台 普通車 2 7 台
- **斎場受入時間 午前10時~午後4時**(最大受入可能件数:午前2件・午後6件) ※30分間隔(毎時0分、30分)での受付になります。
 - □ 斎場の使用時間については、<u>死亡届提出時に</u>斎場と時間を調整し、予約をすることとなります。ただし、当日の斎場の予約状況により希望される時間・日の予約ができない場合がありますことをご了承ください。

※予約された斎場到着時刻から逆算し、葬儀・出棺時間を調整してください。

□ 死亡又は死産(妊娠7ヶ月以上)後、24 時間経過した後でなければ火葬の執行ができません。(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条の規定を除く)

■ 火葬の一般的な流れ(参考)

- (1) 葬儀終了後、霊柩車で斎場へ移動
- (2) 斎場到着 (到着時間厳守)
- (3) 告別 (10分~15分程度 告別室にて)
- (4) 火葬開始 (炉前ホールに移動・火葬炉にお棺を搬入)
- (5) 火葬中待機 (待ち時間1時間30分~2時間程度 待合室や葬儀会場などで待機)
- (6) 収骨 (10~20分程度 収骨室にて)
- (7) 退場

※お棺到着から収骨までのお棺の搬送は、係員が行います。係員の指示にお従いください。

■ そ の 他

- □ 霊柩車は使用者において手配ください。ただし、宮型霊柩車は乗り入れ禁止です。
- □ 斎場使用許可申請時に『死体埋火葬許可証』と『斎場使用許可書』をお渡しします。斎場使用当日に、斎場係員にご提出ください。お忘れになりますと、火葬が執行できませんのでお気をつけください。 (身体の一部・胞衣・小動物については斎場使用許可書のみとなります)

火葬・待合について

■ お棺について

お棺は寝棺として、次の大きさにしてください。

長さ:190cm以内 幅:55cm以内 高さ:47cm以内

■ **待合場所について** (火葬執行中の待機)

火葬の執行には 1 時間 30 分~ 2 時間程度を必要とします。その間、柏原斎場内で待たれる場合には下記待合室をご利用いただけます。

待合室は予約制となっています。斎場使用許可申請時に窓口でご相談ください。ただし、当日の使用状況によっては待合室使用の変更をお願いすることがあります。大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご了承ください。

待合ロビー	22席	当日の利用状況によっては相席いただく場合が あります。
待合和室1	15畳	座布団17枚・座椅子8脚、木製椅子1脚
待合和室2	15畳	座布団17枚・座椅子8脚、木製椅子1脚

[※]和室1と2は襖で仕切ってあります。襖を取り外しての使用もできます。

■ 湯沸室

- ・お茶の葉 湯のみと茶托約50組、急須、やかん、電気ポット、お盆 等
- ・ご利用はセルフサービスです。利用後は必ず洗って所定の位置に戻してください。

■ その他

- 告別室には、写真立てを含む五具足を用意しています。
- ・死胎児の火葬については、ご遺骨がほとんど残らない場合があります。ご了承ください。 また、妊娠7ヶ月以上の死胎児は死後24時間経過した後でなければ火葬の執行ができません。
- ・ 待合ロビーに飲み物の自動販売機を設置しておりますが、喫茶室や売店は設置しておりま せん。
- ・ 待ち時間に食事をされても結構です。 ただし、料理等については準備できませんので、ご 用意ください。 また、食事等で生じたゴミはお持ち帰り下さい。
- ・館内では携帯電話が繋がらない場合があります。公衆電話を設置していますのでご利用 ください。

お願い

■ 副葬品について

火葬棟をご使用いただくとき、納棺の際には次の点についてご協力ください。

- (1) ドライアイスが入れてありますと、炉内の温度が上がらず火葬が正常にできなくなりますので、出棺時には必ず取り出してください。
- (2) 棺の中にビン類、缶類が入れてありますと、これが炉内で爆発したり溶けたりして、 ご遺体を傷つけたり、お骨に付着する場合があります。ご遺体の尊厳を損なわないため にも絶対入れないでください。
- (3) 棺の上に置いたまま火葬できる副葬品については添花(最小限のもの)・位牌(信教の違いにより位牌に類するものは可)のみです。その他のものについては斎場職員の指示により持ち帰っていただくこととなります。

□ お棺の中に入れてはいけないもの(一例)

ドライアイス	出棺時に必ず取り出してください。
爆発する恐れのあるもの	スプレー缶、ライター、密封してあるビンや缶 等
燃えないもの	金属製品、陶磁器類、缶類、ビン類、ゴルフクラブ、釣竿等
燃えにくく、お骨をいた めやすいもの	分厚い布団、毛布、そばがらやプラスチック入りの枕、 衣服(着用されているもの以外)、靴などの革製品、本類、 くだもの 等
溶けて、お骨に付着しや すいもの	メガネや鏡などのガラス製品、プラスチック製品、ゴム製品、 ペットボトル 等

□ お持ち帰りいただく持ち込み品

次のものは喪主及び葬儀設置者においてお持ち帰りいただき、処理してください。

茶碗類、草履、葬儀装飾品 等

■ ペースメーカーについて

火葬中に突然破裂する恐れがあります。ご生前故人が使用されており、事前に摘出できない 場合は、斎場係員まで必ずお申し出ください。

■ 斎場の係員に対する心づけは、一切不要です。固くお断りいたします。万一渡された 場合は、後日お返しします。

小動物の火葬について

■ 斎場受入時間 原則午前9時~午前12時

※午後は人の火葬が入ることが多いため、小動物の火葬は 午前中にお願いしています。

■ 申請受付時間 午前8時30分~午後5時15分(土・日・祝日も同様)

■ **申請受付方法** 本庁・各支所窓口での直接申請

※電話による予約は一切受け付けません。

■ **申請受付窓口** 本 庁【環境課】

各 支 所【支所係】

※土日祝日は本庁・各支所当直室

■ 使 用 料 金 市内 5,230円・市外 10,470円

*「市内」とは、飼い主が申請時に本市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。「市外」とは、飼い主が申請時に本市以外の住民基本台帳に記録されている場合で、且つ、帰省や旅行等によって本市に滞在し、小動物が丹波市内で亡くなった場合に限る

■ **そ の 他** ①収骨をされる場合は、お骨を収める容器をご持参ください。

また、火葬は30分から1時間30分程度かかります。火葬後の収骨時刻については、当日係員よりお知らせいたします。収骨はこちらで行います。

②ご遺体はダンボールの箱やタオルケットなどの燃やしてもよいもので包んでください。ただし、毛布などの厚手のものは燃やすことができませんので、お持ち帰りいただく場合があります。

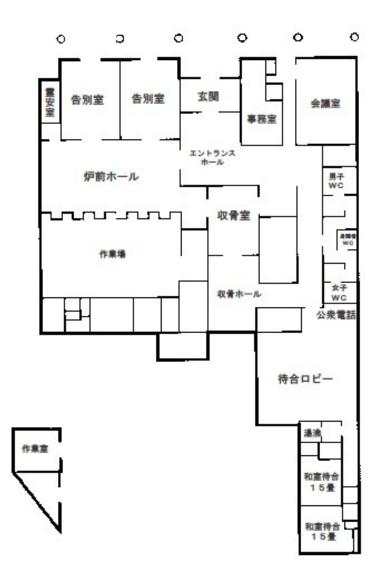
※ダンボールの大きさの目安:長さ120cm以内 幅50cm以内

③副葬品については、可燃性の首輪や引き綱、エサなどについては一緒に燃やせますが、不燃性のものや、給餌容器、ペットのおもちゃなどは一緒に燃やすことができません。ご了承ください。

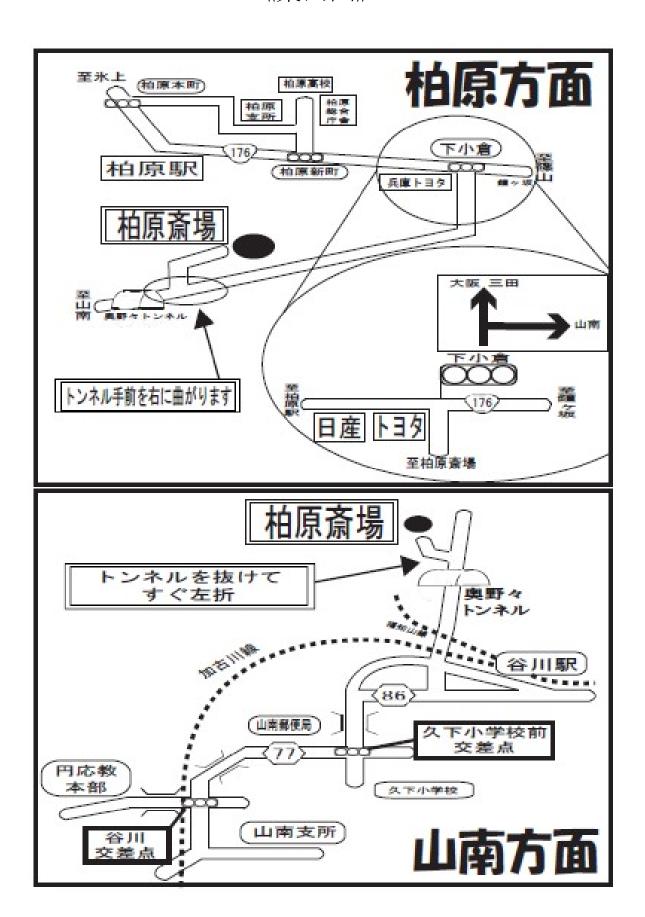
霊安室について

- 施設内容 納棺式保冷庫1基
- 特 記 事 項 ①納棺式となりますので、必ずお棺にご遺体を納めてください。
 - ②斎場内での葬儀は行えません。
 - ③24時間以内の1回のみの利用になります。

【柏原斎場平面図】



《案内図》



【斎場利用に関する問い合わせ先】

- ○『丹波市柏原斎場つつじ苑』 丹波市柏原町下小倉 2088 番地 20 電話(0795)-72-5588 FAX(0795)-72-5589
- ○『丹波市役所生活環境部環境課』 丹波市氷上町成松字甲賀1番地 電話(0795)-82-1001 FAX(0795)-82-5448